

利用者のために

1 1990年世界農林業センサスの概要

(1) 調査の目的

1990年世界農林業センサスは、我が国の農林業行政に係る諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）が提唱する1990年世界農林業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較において、我が国農林業の実態を明らかにすることを目的とするものである。

なお、今回の調査は、昭和25年に1950年世界農林業センサスが実施されて以来9回目の農（林）業センサスである（林業センサスは昭和35年以降10年ごとに実施）。

(2) 調査の体系及び方法など

下表のとおりである。

調査の名称	調査対象	調査組織	調査方法	調査期日
農業事業 事業 調査	農家調査 農家の全数調査	県 — 市町村 —指導員— 調査員	調査員が農家に面接して行う聞き取り調査及び一部項目について農家自身が自計申告する方法により行った。	平成2年 2月1日
農業事業 体 調査	農家以外の 農業事業体 調査 協業経営体、会 社等の全数調査	県 — 市町村 —指導員	指導員が事業体の代表者に面接して聞き取り調査を行った。	同上
農業サービス 事業体調査	農業サービス事 業体の全数調査	地方農政局— 統計情報事務 所—同出張所	出張所職員が事業体の代表者に面接して聞き取り調査を行った。	同上
農業集落調査	農業集落の 全数調査	同上	出張所職員が農業集落の精通者等に面接して聞き取り調査を行った。	同上
林業事業 事業 調査	農家林家及び非 農家林家の全数 調査	県 — 市町村 —指導員— 調査員	調査員が林家の代表者に面接して聞き取り調査を行った。（農家林家については農家調査に併せて行った。）	同上
林業事業 体 調査	林家以外の 林業事業体 調査 会社等の 全数調査	同上	調査員又は指導員が事業体の代表者に面接して行う聞き取り調査及び一部の林家以外の林業事業体について自計申告による調査を行った。	同上
林業地域調査	旧市町村の 全数調査	地方農政局— 統計情報事務 所—同出張所	出張所職員が林業事情の精通者等に面接して聞き取り調査を行うとともに資料収集によった。	平成2年 8月1日

なお、農業サービス事業体調査、農業集落調査、林業地域調査については東海農政局三重統計情報事務所が実施した。

2 本資料利用上の注意

(1) 数値について

ア 今回公表の数値は地方集計結果の概数であり、後日農林水産省が公表する確定値とは異なる場合がある。

イ 数値はラウンドしてあるので、総数とその内訳を合計したものとか一致しない場合がある。

ウ 表中に使用した符号は、次のとおりである。

「—」は事実のないもの

「...」は調査を欠くもの

「0」又は「0.0」は単位に満たないもの

「△」は減少したもの

(2) 定義・約束事項

ア 農家調査

(ア) 農家

a 今回センサスで定義変更がなされたため、農家の定義は、平成2年2月1日現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯及び経営耕地面積がこれら未満でも、調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯ということになった。

なお、前回センサスまでは、経営耕地面積については5a、農産物販売金額については10万円が農家の下限基準であった。

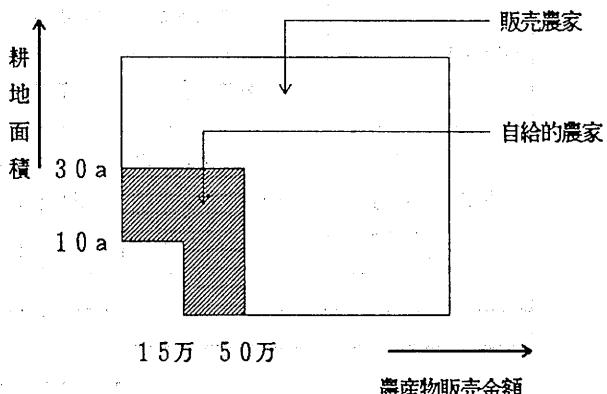
b 調査対象農家について、これまで一律に取り扱ってきたが、今回センサスから「販売農家」（経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家）と「自給的農家」（経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家）の2段階に区分された。

販売農家についてはほぼ従来どおりの調査内容であるが、自給的農家については農地・労働力等の資源量把握に限定した簡略な調査を行った。

c 販売農家の例外規定農家とは、販売農家のうちで、経営耕地面積が30a未満で農産物販売金額が50万円以上ある世帯をいう。

また、自給的農家の例外規定農家とは、自給的農家のうちで、経営耕地面積が10a未満で農産物販売金額が15万円以上ある世帯をいう。

農家の定義



(イ) 農家の専兼業区分

- a 専兼業の判断基準として、これまで農作業請け負いを兼業に含める「自家農業」という概念を用いてきたが、農作業請け負いを兼業扱いすることは現状にそぐわないので、今回から「自家農業」に農作業請け負いを加えたものを「自営農業」と概念規定し、農作業請け負いを農業に含めて扱うこととした。
- b 専業農家とは、世帯員中に兼業従事者が一人もいない農家をいう。
そのうち、「男子生産年齢人口のいる世帯」とは、専業農家のうちで、男子の16歳～64歳の世帯員のいる世帯のことである。したがって、前記以外の世帯は、高齢者世帯、母子世帯等がこれに該当する。
- c 兼業農家とは、世帯員中に兼業従事者が一人以上いる農家をいう。
- d 第1種兼業農家とは、自営農業を主とする兼業農家をいう。
- e 第2種兼業農家とは、自営農業を從とする兼業農家をいう。
- f 兼業従事者とは、調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者、又は調査期日前1年間の販売金額が10万円以上ある自営農業に従事した者をいう。
- g 雇用兼業とは、調査期日前1年間に30日以上よそに雇われて働いた者をいい、このうち、出稼ぎとは30日以上1年未満の期間自宅以外の場所に寝泊まりして臨時に雇われて働いた者をいう。
- h 自営兼業とは、収入を得るために自ら営んでいる農業以外の仕事で、各自営業のそれぞれ1種類で調査期日前1年間の総売り上げ金額が10万円以上あったものをいう。

(ウ) 農業専従者と農業補助者

調査期日前1年間に、自営農業に150日以上従事した者をいう。なお、調査期日前1年間の自営農業従事日数が60～149日の者を農業補助者という。

(エ) 自営農業に主として従事した世帯員数（農業就業人口）

調査期日前1年間に「自営農業のみに従事した世帯員」及び「自営農業と兼業の双方に従事したが、自営農業の従事日数の方が多い世帯員」のことである。

(オ) 自営農業に主として従事した世帯員のうち仕事が主の人（基幹的農業従事者）

自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間の普段の主な状態が「農業や農業以外の仕事への従事」であった者のことである。

したがって、普段自営農業に従事することを主としている人ということになる。

農業労働力に関する指標の定義

農家の16歳以上の世帯員								
自営農業だけに従事		自営農業と兼業に従事				兼業だけに従事		仕事に従事しない
		自営農業が主		兼業が主				
仕事が主	家事・育児・通学などが主	仕事が主	家事・育児・通学などが主	仕事が主	家事・育児・通学などが主	仕事が主	家事・育児・通学などが主	仕事に従事しない
農業従事者								
農業就業人口								
他産業就業人口								
基幹的農業従事者								

(カ) 農業雇用

主として自営の農作業のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でもよい）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人のことである。
なお、住込、通勤の別を問わない。

(キ) 手間替え・ゆい

農家相互間で等価交換を原則としている全ての労力交換のことである。

(ク) 自営農業以外の農作業に従事した人の主な従事状態

- a 「オペレーターとして雇われて」とは、農協や市町村が経営する機械化センター、協業経営体、農作業を受託する組織（自分が構成メンバーとなっている場合は除く）等に雇われて、農業用機械のオペレーターとしてよその農作業に従事した者をいう。
- b 「オペレーター以外で雇われて」とは、上記a以外の組織に雇われて、オペレーター以外の農作業に従事したものとをいう。
- c 「手伝い等」には、よそに雇われたもの、協業経営体の仕事をしたもの、手間替え・ゆい、手伝い等上記a及びb以外でよその農作業に従事したものすべてを含めた。

(ケ) 経営耕地

「経営耕地」とは、農家の経営する耕地（田、畑、樹園地）のことで次のようなものである。

- a 自家で所有している耕地（自作地）によそから借りて耕作している耕地（借入地、経営受託）を加えたもので貸付地は経営耕地に含めない。
- b 田には、はす、わさび、い草、くわい、せりなどを栽培する特殊田を含める。
- c 畑とは、普通畑のほか牧草栽培地、焼畠、切替畠、温室の敷地、花き、鑑賞用樹木の栽培地などのことである。
- d 林業用苗木栽培地も経営耕地とする。
- e 休閑している（過去1年間作付けしなかったか数年のうちに作付けする予定）田畠は耕地とするが耕作放棄地（過去1年間作付けせず、将来も作付けする意志のない土地）は経営耕地に含めない。
- f 経営耕地面積はけい畔を含めて実際にあると思われる面積である。しかし、棚田などけい畔が相当に広い面積を占めている場合は本地面積の2割にあたるけい畔部分のみを田面積に入れた。

イ 農家以外の農業事業体調査

- (ア) 前記アの(ア)に規定する農家を営む世帯以外の農業を営む事業体であって、経営耕地面積が10a以上あるもの又は経営耕地がそれ以下であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あるものをいう。
- (イ) 協業経営体とは、2戸以上の世帯が農業経営に関し、栽培、飼育、販売、収支決算一切の過程を共同して行い、収益を分配しているものをいう。
- (ウ) 農協、その他の農業団体とは、農協、その他の農業団体で法人格を有するものの経営するものをいう。

ウ 林業事業体調査に関する定義及び約束事項

(ア) 林家及び林家以外の林業事業体

- a 林家とは、世帯である林業事業体をいい、農家林家及び非農家林家をいう。
「農家林家」とは、保有山林を10a以上保有する農家（農家の定義による）をいい、「非農家林家」とは、保有山林の各筆の面積のいずれかが10a以上の農家林家以外の世帯をいう。
- b 林家以外の林業事業体とは、保有山林の各筆の面積のいずれかが10a以上ある会社、社寺、共同、各種団体・組合、財産区、慣行共有、市区町村、地方公共団体の組合、都道府県、国及び特殊法人をいう。
このうち、慣行共有とは、次の3つの条件のうちいずれかに該当するものをいう。
1. 山林からの収入や林産物を“ムラ”の費用や公共の事業に使うことがあるもの。（数村入会の場合も同様の扱いとする。）

2. その山林は、昔からのしきたり（入会慣行）で「もっている」、「利用している」、又は「利用させている」もの。
3. 山林の権利者になる資格に、”どこそこの”ムラに住んでいるものに限るという制限があるもの。

(イ) 山林及び保有山林

- a 山林とは、用材、薪炭材、竹材又はその他の林産物を集団的に生育させるために用いる土地をいい、台帳地目にかかわらず現況によった。
したがって、樹木が生えていても樹園地及び庭園は山林から除いた。
- b 保有山林とは、林業事業体が単独で経営できる山林のことであり、所有山林のうち他に貸付けている山林などをのぞいたものに他から借りている山林などを加えたものをいう。